

鳥取県登録建築士事務所の

登録手数料改定のお知らせ

平成30年4月1日から鳥取県で建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）をする際の手数料が改定されます。

近年の建築士法改正により審査が強化されていること等に的確に対応するために必要な措置ですので、ご理解の程お願いいたします。

登録する事務所の区分	現行手数料額	改定後手数料額
一級建築士事務所	15,000円	17,000円
二級建築士事務所 木造建築士事務所	10,000円	12,000円

※平成30年4月1日以降の申請受付分からの適用となります。

※鳥取県指定事務所登録機関である（一社）鳥取県建築士事務所協会が建築士事務所の登録等事務を行います。建築士事務所の新規登録、更新登録、登録事項の変更、廃止、登録証明は（一社）鳥取県建築士事務所協会にお届け下さい。

申請先

鳥取県指定事務所登録機関

一般社団法人鳥取県建築士事務所協会

〒680-0022 鳥取市西町2丁目102 西町フロインドビル

電話 0857-23-1728 <http://31kjk.com/registration/>

問合せ

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7391